平成２３年（フ）第１３０号
兵庫県姫路市辻井１丁目１番21号
債務者　金井　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１３３号
兵庫県加古川市別府町別府621番地の５　母利アパート、従前の住所兵庫県加古川市平岡町一色64番地　双葉ハイツＡ―203号
債務者　東川　春枝（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７０号
奈良市学園南１丁目５番８号
債務者　森　　加代
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３５号
奈良市古市町2208番地の34
債務者　京谷　武志
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７１号
広島県福山市箕島町6493番地
債務者　伊賀　峰子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１３２号
福岡県京都郡苅田町大字二崎112番地６
債務者　冷水　米雄
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
福岡県京都郡苅田町大字二崎112番地６
債務者　冷水　静子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
長崎県長崎市平山町355番地１、旧住所長崎県長崎市浪の平町７番10号　南山手ハイツ403号
債務者　奥野　正一
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
沖縄県那覇市小禄１丁目19番12号　マンションやちよ407
債務者　當間　純子（旧姓下松八重）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１２４号
沖縄県那覇市泉崎１丁目13番27号シンフォニー泉崎202
債務者　比嘉　隆夫
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第７９号
岐阜県本巣市佐原279番地１
債務者　大西　弘光
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第８０号
岐阜県本巣市佐原279番地１
債務者　大西　嶺子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２０号
沖縄県石垣市字石垣296番地３　入波平アパート２Ｆ
債務者　登野原時子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第３５号
群馬県みどり市笠懸町阿左美2554番地３
債務者　浮須由香里
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第７６９号
名古屋市緑区鳴子町４丁目１番地　鳴子団地34棟302号
債務者　水野千津代
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０号
三重県津市藤方1699番地６　コーポシーサイドⅢ201号室、前住所三重県津市船頭町津興3386番地８
債務者　瀬古紗恵子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４号
三重県鈴鹿市桜島町５丁目７番地の３　Ｐ４―403
債務者　竹内佳代子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
津地方裁判所破産係